

南伊勢町結婚新生活支援補助金交付要綱

令和8年3月25日
告示第45号

(目的)

第1条 この告示は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行う事業により、新規に婚姻した世帯の経済的不安を軽減し、地域における少子化対策の強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、婚姻日における年齢が双方39歳以下である夫婦(再婚の場合も含む。)のいる世帯をいう。
- (2) 補助申請期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。
- (3) 住居費 婚姻を機に新たに物件を取得、賃借する際に要した令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った費用で、物件の購入費、賃料、敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む)、共益費、仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は住宅手当に相当する費用及び他の公的制度による家賃補助を受けている場合は当該費用を除く。
- (4) 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いその他引越しに係る令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った実費をいう。
- (5) リフォーム費用 婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事に要した令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植物等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付対象となる新婚世帯は、次の各号のすべてに該当する世帯とする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りではない。

- (1) 対象となる住宅が町内にあり、申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住居の住所となっていること。
- (2) 所得証明書をもとに、申請日の属する年の前年(申請日の属する月が4月又は5月の場合にあっては前々年)の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満である世帯であること。ただし、ア又はイの場合にあっては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とする。
 - ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職した者については所得無しとして、夫婦の所得を算出した金額
 - イ 貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額
- (3) アからエのいずれかの講座等を夫婦ともに受講した世帯であること。ただし、エについては夫のみの受講で差し支えない。
 - ア ライフデザイン支援講座
 - イ プレコンセプションケアに関する講座
 - ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - エ 共家事・子育て講座

- (4) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。
- (5) 補助金交付申請時において、税等に滞納がないこと。
- (6) 対象物件の所有者との関係が、売買契約物件の場合は3親等以内の親族でないこと又は賃貸借契約物件の場合は親族でないこと。ただし、交付対象者が移住者のときは、2親等以内の親族又は法定相続人でないこととする。
- (7) 交付決定日まで南伊勢町内に居住すること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又はその暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住居費と引越費用、リフォーム費用を合わせた額を対象とし、1世帯あたり30万円を上限とする。ただし、婚姻日における夫婦の双方が29歳以下である場合は、1世帯あたり60万円を上限とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
- 3 補助期間は、補助金の交付を初めて申請した日から令和9年3月31日までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

(交付申請及び交付決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南伊勢町結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

- (1) 夫婦の記載のある戸籍謄本若しくは戸籍の全部事項証明又は婚姻届受理証明書
- (2) 夫婦の前年の所得証明書(4月又は5月に申請する場合は前々年の所得証明書。ただし、夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合は、離職票又はこれに代わるものの写し。)
- (3) 物件の売買契約書(住居費における購入の場合)
- (4) 物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書(住居費における賃貸借の場合)
- (5) 住宅手当支給証明書(様式第2号)
- (6) 引越しに係る領収書(引越費用)
- (7) 住居のリフォームに係る工事契約書(リフォーム費用)
- (8) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類
- (9) 完納納税証明書(本人及び世帯員並びに同居を予定する者)
- (10) 他の公的制度に基づく家賃補助の金額が分かる書類の写し(他の公的制度に基づく家賃補助を受けている場合)
- (11) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは南伊勢町結婚新生活支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者へその旨を通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第6条 前条第2項の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに南伊勢町結婚新生活支援補助金変更交付申請書(様式第6号)に、第5条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長へ提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、南伊勢町結婚新

生活支援補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、交付決定者へその旨を通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 交付決定者は、第5条第2項又は前条第2項の通知を受けた場合は、速やかに南伊勢町結婚新生活支援補助金交付請求書(様式第6号)を町長へ提出しなければならない。なお、補助金の概算払請求はできないものとする。

2 町長は、前項の交付決定者からの請求に基づき、請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の取消)

第8条 補助金の交付を受けた交付決定者が、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、町長がやむを得ないと認める場合を除き、南伊勢町結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示又はその他法令の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により交付決定の取消を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、南伊勢町結婚新生活支援補助金返還命令書(様式第8号)により、補助金額の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

(報告等)

第10条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは交付決定者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができるものとする。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。